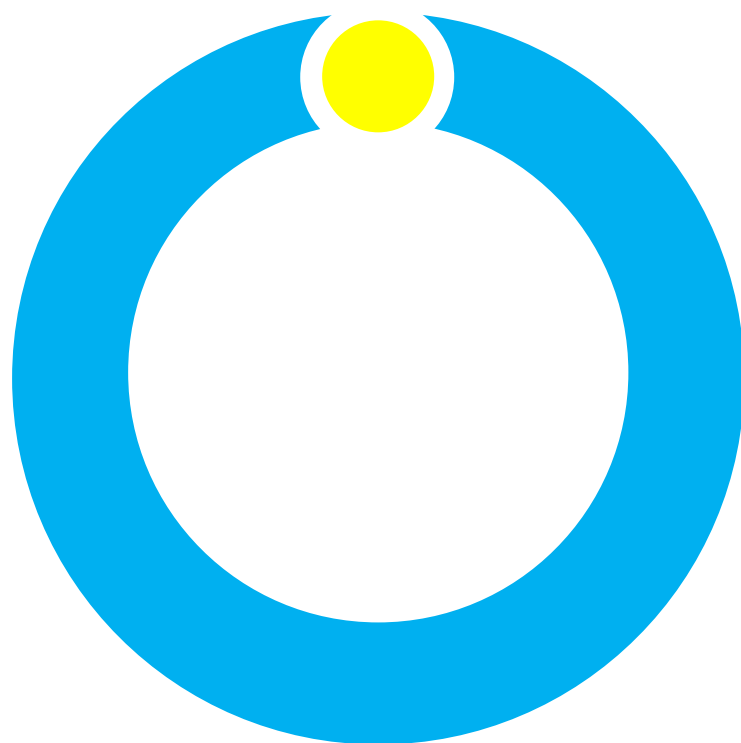


和泊町地域強靱化計画



令和3年2月

鹿児島県 和泊町

沿革

令和3年2月16日作成

目次

第1章 地域強靱化計画の趣旨，位置付け

- 1 地域強靱化計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域強靱化計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 地域特性及び災害想定

- 1 和泊町の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 脆弱性評価

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）・・ 8
- 2 脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第5章 推進方針

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
 ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 業績指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第6章 本計画の推進方法

- 1 町の他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・・・ 61
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

【資料編】

(別紙1)

第1章 地域強靱化計画の趣旨、位置付け

1 地域強靱化計画の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

このため、本町においても、基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても、機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域の構築に向けた「和泊町の強靱化」を推進するために、「和泊町地域強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 地域強靱化計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までとし、以降、概ね5年ごとに見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

本町においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震や奄美大島近海を震源とする地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた町づくりを平時から構築することが重要です。

このため、本計画では、次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。

なお、基本目標は、国の基本計画及び鹿児島県の地域強靱化計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、事前防災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・災害に強い町づくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国・県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワーク強化の視点を持ちます。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・災害リスクや地域の状況に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効率的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【効率的な施策の推進】

- ・社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ります。

- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進します。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、障がい者、観光客、外国人等に配慮するとともに、本町の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第3章 地域特性及び災害想定

1 和泊町の地域特性

【地理・地形・地質】

沖永良部島は、鹿児島市の南南西約 546km、那覇市の北東約 180km の洋上に位置する周囲 55.80 km、面積 93.65 km²の島であり、南は太平洋、北は東シナ海に面しています。

和泊町は、この島の北東部にあり北緯 27 度 23 分、東経 128 度 39 分に位置し、総面積 40.39 km²で 58.7%を畑が占めており、南西部は知名町と接しています。

島全体が隆起珊瑚礁で覆われた平坦な地形で、中央に古成層からなる越山(標高 188.6 m)があり、海岸は珊瑚礁が発達しています。

【気象概況】

気候は温暖多雨で海洋性亜熱帯に属しており、夏から秋にかけて毎年のように豪雨や台風に見舞われています。

年間平均気温が 22.0℃、年間降水量は 1,800 mmに達し、雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の大半を占めています。

夏から秋にかけての雨は、台風や秋雨前線に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨時期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっています。

沖永良部特別地域気象観測所 2020年(月ごとの値)

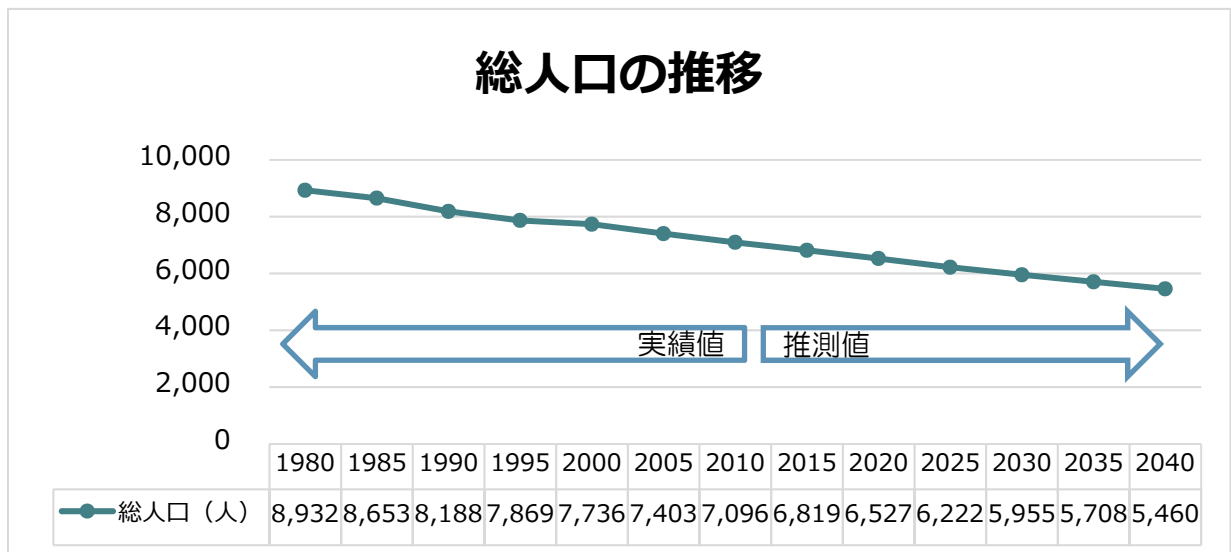
月	降水量 (mm)			気温 (°C)			風向・風速 (m/s)			日照時間 (h)
	合計	最大		平均	最高	最低	平均風速	最大風速	最大瞬間風速	
		日	1時間							
1	53.5	18.5	11.5	17.9	24.5	11.5	5.9	13.8	21.1	110.3
2	46.5	15.5	6.0	17.7	24.3	10.4	6.1	14.6	20.1	116.6
3	123.5)	41.0)	23.0]	18.9	26.6	12.1	5.3	13.7	18.5	125.9
4	36.5	11.0	10.0	19.1	26.6	13.3	5.3	16.4	21.6	149.8
5	250.0	53.0	30.0	23.2	28.2	18.6	4.7	14.4	18.5	125.3
6	366.5	117.5	50.5	26.6	32.2	22.1	5.2	12.1	18.5	152.4
7	184.0	47.5	36.5	28.3	32.4	23.7	4.9	12.5	16.5	215.5
8	452.0	133.0	76.0	29.2	32.6	24.5	5.1	18.7	23.7	237.2
9	255.5	69.5	56.5	27.2	31.8	21.4	5.2	20.6	28.3	145.2
10	20.5	11.5	5.0	25.2	29.9	20.4	6.6	17.0	22.6	196.1
11	63.5	45.0	29.5	22.9	29.8	17.9	7.0	13.1	18.5	145.6
12	81.0)	17.5)	7.5)	18.6)	24.0)	10.0)	7.7)	16.5)	23.1)	41.3

資料：気象庁統計データ 「)：準正常値」・「)：資料不足値」

【人口】

町の総人口は6,427人（令和2年12月1日現在の住民基本台帳）で、「継続的な人口減少」段階にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推測においても「継続的な人口減少」が継続することが予想されており、このままの推移で行くと、2040年には5,460人まで人口が減少します。

また、離島という本町の立地条件もあって、人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は36.1%と増加しています。



資料：和泊町人口ビジョンより

2 対象とする自然災害

本計画においては、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民生活・地域社会に影響を及ぼす大規模自然災害として、本町において最も発生頻度が高く、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、さらには、今後発生が懸念される「奄美群島太平洋沖（南部）地震による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

【地震・津波】

「南海トラフ地震」については、発生の切迫性が指摘されており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町においては、南海トラフ地震が発生した場合に、地震や津波による被害が発生するおそれがあるため、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたところであり、今後も、地震防災対策を推進する必要があります。

○奄美群島太平洋沖（南部）地震における被害想定結果

事 項	内 容
建物被害（棟）	全壊・消失 30 半壊 70
人的被害（人）	死者数 60（津波等） 負傷者 20
上水道被害（人）	断水人口（被災直後） 30
電力被害（軒）	停電軒数（被災直後） 20
通信被害（回線）	固定電話不通回線数（被災直後） 20
道路施設被害（箇所）	10
避難者数 [うち避難所]（人）	被災1日後 360[240] 被災1週間後 180[160] 被災1か月後 340[100]
物資（食糧）需要量 （食）	被災1日後 870 被災1週間後 580 被災1か月後 370
災害廃棄物発生量 （万トン）	10
孤立する可能性のある集落数（集落）	なし
被害額（億円）	120

注）南海トラフ地震，奄美群島太平洋沖（南部）地震と比較し，最大被災ケースを採用
資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（H26.2）

【風水害・土砂災害】

本町は、これまで台風接近上陸による風雨や高潮などにより、大きな影響を受けてきました。近年における既往の風水害のうち、被害が大きかったのは、平成24年9月29日から30日にかけての「台風17号による暴風被害」、平成30年9月29日から30日にかけての「台風24号による暴風被害」、令和2年8月27日の「大雨による浸水被害」で、多くの住宅や農作物等に被害が発生しました。

また、今後も、気候の温暖化により台風が大型化・強力化する傾向にあります。

○過去の被害総括表

災 害 名 (年月日)		台風17号災害 (平成24年9月29日)	台風24号災害 (平成30年9月29日)	大雨被害 (令和2年8月27日)
気 象 概 況		・時間最大雨量 36mm (29日18時) ・日最大24時間雨量 175mm ・最大瞬間風速 53.0メートル 29日17時46分	・時間最大雨量 35mm (29日18時) ・日最大24時間雨量 213mm ・最大瞬間風速 44.8メートル 29日18時42分	・時間最大雨量 75.5mm (27日6時) ・日最大24時間雨量 124.5mm
人的被害	死 者	—	—	—
	行方不明者	—	—	—
	重 傷	1人	—	—
	軽 傷	—	—	—
建物被害 (住家)	全 壊	8戸	—	—
	半 壊	39戸	14戸	—
	一部損壊	100戸	163戸	—
	床上浸水	—	—	—
	床下浸水	—	—	9戸

資料：気象庁災害時気象速報、町総務課被害報告

第4章 脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生，混乱
	2-5	被災による医療施設及び関係者の絶対的不足，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理体制による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスの機能が停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン(*1)の寸断等による企業の生産力低下、活動等の停滞
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	物流機能等の大幅な低下
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4	ため池、防災インフラや堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	7-6	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(*1) サプライチェーン：原材料・部品の供給、輸送、生産、販売などの製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称。

2 脆弱性評価結果

36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行いました。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

②（医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

③（交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾、空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

④（無電柱化等の推進）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

⑤（公共施設等の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

⑥（多数の者が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

⑦（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ① (消防団や自主防災組織等の充実強化)
公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
- ② (火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進)
火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法令違反に対する是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- ① (避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)
広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。
- ② (海岸堤防等の老朽化対策の推進)
大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。
- ③ (海岸施設の機能の検証)
大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。
- ④ (海岸防災林の整備)
大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、事業により着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。
- ⑤ (津波避難計画等の住民周知等)
大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

⑥ (侵食海岸における現状のてい線防護の整備)

本町が管理する海岸で、高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤の海岸保全施設の新設又は改良を実施する必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

① (河川改修等の治水対策)

過去に浸水被害が発生した河川において、現在、整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

② (防災情報の高度化、地域水防力の強化)

防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

③ (内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道係の人材育成を推進する必要がある。

④ (水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置)

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・町からなる協議会を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。

⑤ (河川管理施設の老朽化対策の推進)

異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ「河川管理施設長寿命化計画」を策定し、これに基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

① （治山事業の推進）

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

② （土砂災害対策の推進）

町内の土砂災害危険箇所における整備率は非常に低い状況である。このため、町民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全の向上を図る必要がある。

③ （がけ地等に近接する危険住宅の移転促進）

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

④ （警戒避難体制の整備等，土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

⑤ （地域防災力の向上と人材育成）

豪雨，地震等により，同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり，自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも，防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① （水道施設の耐震化等の推進）

災害時等において水道施設が被災した場合，住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから，水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を促進する必要がある。

② （物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際，避難，支援，輸送のための陸上ルートが寸断され，被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため，道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに，既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策及び老朽化対策を確実に実施し，緊急輸送機能の軸となる交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

③ （港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう，拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに，港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

④ （県管理空港の施設機能強化及びA2-BCP策定等）

大規模自然災害が発生した場合，空港機能が失われることにより，空路からの物資輸送ができず，被災地における物流機能等の大幅な低下，被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ，救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため，広域のかつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定，求められる空港機能，輸送能力等の検討等を行い，空港機能等の確保のために，必要な耐震対策及び長寿命化対策等の施設の機能強化を図るための整備や早期復旧を図るための空港A2-BCP策定を進める必要がある。

⑤ （備蓄物資の供給体制等の強化）

県・町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため，関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑥ （医療用資機材・医薬品の供給体制の整備）

大規模災害発生時には，医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため，関係団体と協定を締結し，災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備

を図る必要があり、その体制を支援し、円滑な供給体制の整備に努める必要がある。

⑦ (医療用資機材・医薬品の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、病院独自の備蓄を行う必要がある。

⑧ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、県町村会及び九州・山口9県との災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑨ (受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、本町における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① (孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

② (港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、被災地における多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

③ (行政機関の機能低下の防止)

職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

④ (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防施設の耐震化, 情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また, 情報通信機能の耐災害性の強化, 高度化を着実に推進する必要がある。

② (県管理空港の施設機能強化及びA2-BCP策定等)

大規模自然災害が発生した場合, 空港機能が失われることにより, 空路からの物資輸送ができず, 被災地における物流機能等の大幅な低下, 被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ, 救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため, 広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定, 求められる空港機能, 輸送能力等の検討等を行い, 空港機能等の確保のために, 必要な耐震対策及び長寿命化対策等の施設の機能強化を図るための整備や早期復旧を図るための空港A2-BCP策定を進める必要がある。

③ (港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際, 海上からの人員・資機材等の輸送ができなければ, 被災地での救助・救急活動等の遅れが想定される。このため, 海上からの人員・資機材等輸送ルートを確実に確保できるよう, 拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに, 港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

④ (消防の体制等強化, 災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

消防において災害対応力強化のための体制, 装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて, 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や, 自主防災組織の充実強化, 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成, 道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに, 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

⑤ (災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材, 運営要領が異なることから, 災害対応業務の標準化, 情報の共有化に関する検討を行い, 必要な事項について標準化を推進するとともに, 明確な目標の下に合同訓練等を実施し, 災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

⑥ (DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを整備するため, 日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する必要がある。

⑦ (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め, 庁舎の被災による, 行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生，混乱

① （一時滞在施設の確保，水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設や空き家対策等を活用して確保を図るとともに，飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

2-5 被災による医療施設及び関係者の絶対的不足，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① （港湾施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際，海上からの人員・資機材等輸送ができなければ，被災地での医療機能の麻痺が想定される。このため，海上からの人員・資機材等輸送ルートを実際に確保できるよう，拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに，港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

② （広域医療搬送拠点の整備）

大規模災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する必要がある。

③ （災害拠点病院の施設等の整備）

災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を指定し，災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する必要がある。

④ （災害時の医療機関の対応マニュアルの作成）

災害時の医療体制を確保するため，医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

⑤ （DMATの整備）

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を開始できるDMATを整備するため，日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する必要がある。

⑥ （広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため，必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用を進める必要がある。

⑦ （災害医療コーディネート体制の整備）

医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について検討を行う必要がある。

⑧ （災害応急医療マニュアルの策定）

大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について作成する必要がある。

- ⑨ (ドクターヘリの運航体制の充実)
 緊急医療体制を充実・強化するため、ドクターヘリのランデブーポイントの周知並びに整備を進める必要があり、災害時での緊急対応ができるよう、ドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。
- ⑩ (医療救護活動の体制整備)
 大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、関係機関と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。
- ⑪ (DPA Tの整備)
 災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPA Tを養成するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加をさせる必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ① (感染症の発生・まん延防止)
 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所及び和泊町社会福祉協議会との連携に努める必要がある。
- ② (避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)
 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。
- ③ (下水道BCPの策定)
 大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、簡易な下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理体制による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ① (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)
 災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。
- ② (公共施設の耐震化の促進)
 発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震

化を推進する必要がある。

③ （電力供給遮断時の電力確保）

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。

④ （小中学校の避難所の老朽化対策）

避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合している。なお、非常用電源などの防災機能の充実を図る必要がある。

⑤ （D P A Tの整備）

災害発生後に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる災害派遣精神医療チーム（D P A T）を要請するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加させる必要がある。

⑥ （医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

⑦ （避難所運営マニュアルの策定）

地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定しておく必要がある。

⑧ （D C A Tの整備）

災害時に高齢者や障害者など災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（D C A T）を養成する必要がある。

⑨ （応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、県町村会及び九州・山口9県との災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑩ （災害保健活動及びD H E A T受援体制の整備）

発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① (公共施設等の耐震化の促進)

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する必要がある。

② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのこの、避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための非常用発電機等の整備が必要である。

③ (自治体BCPの策定等)

業務継続計画 (BCP) の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

④ (LAN 及び LGWAN の見直し)

災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関、情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境を整備する必要がある。

⑤ (受援計画の策定等)

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、県内自治体における人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定することにより、人的支援の受援体制を強化する必要がある。

⑥ (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期機能停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化)

震度6弱以上の地震が想定される地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

② (LAN 及び LGWAN の見直し)

災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関の情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境を整備する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① (災害に強い放送ネットワーク、情報通信基盤の整備)

災害に強い放送ネットワークを整備するため、AMラジオ放送のFM補完中継局を整備し、インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく必要がある。

② (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、町と自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。

③ (情報伝達手段の多様化)

SSTV (サンサンテレビ)、Jアラートの自動起動装置の活用や、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスの機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① (情報伝達手段の多様化)

SSTV (サンサンテレビ)、Jアラートの自動起動装置の活用や、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する必要がある。

② (LAN 及び LGWAN の見直し)

災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関の情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境を整備する必要がある。

③ (道路情報提供装置の整備)

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する

おそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設及び機能の高度化を図る必要がある。

④（県管理空港のA2-BCP策定等）

広域にわたる大規模津波等が発生した場合、情報伝達手段及び避難経路の被災により避難行動が阻害されることによって、多数の滞留者が発生するおそれがある。このため、空港の避難対策を検討する上では、空港毎に津波シミュレーション等により、津波による浸水域及び浸水深等を把握し、津波浸水予想図を作成の後、避難経路を想定しておく必要がある。また、既存の連絡体制を有効に活用しつつ、津波情報の入手や避難の指示の判断、避難誘導、空港内の避難場所の提供及び滞留者の二次避難場所の確保など、空港におけるA2-BCPを策定し、定期的に見直す必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下，活動等の停滞

① （食料等の物資供給の確保）

大規模自然災害が発生し，道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され，企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため，道路の防災，震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

② （港湾施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，サプライチェーンが寸断され，企業生産力低下による企業活動の停滞が想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう，拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに，港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

③ （企業におけるBCP策定等の支援）

町内の中小企業に対して，事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに，BCPの策定支援を行う必要がある。また，有事の際にBCPが機能するよう，取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行うことが重要である。

④ （企業の防災対策関連施設等の整備の支援）

東日本大震災を契機として，企業におけるBCPの重要性が高まっており，企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。町内企業のBCP対策を促進し，雇用機会の確保を図るため，進出企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する必要がある。

⑤ （港湾BCPの策定）

大規模自然災害が発生した際，港湾施設の同時多発被災や，船舶被災等により，海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで，物流機能等の大幅な低下，海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため，港湾BCPを策定し，これらの事態への対応を強化する必要がある。また，策定された港湾BCPにもとづき，関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① (危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の最優先順位を防災規定等に定めるなど地震、津波対策の強化を進める必要がある。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① (港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、物流機能の大幅な低下が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

② (県管理空港の施設機能強化及びA2-B C P策定等)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策及び長寿命化対策等の施設の機能強化を図るための整備や早期復旧を図るための空港A2-B C P策定を進める必要がある。

③ (道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

④ (港湾B C P策定の推進)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾B C Pを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された港湾B C Pに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① (物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。施設の機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する必要がある。

② (食糧等の物資供給確保)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食糧の安定供給の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

③ (港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、食料等の安定供給の停滞が想定される。このため、海上からの物資輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

県・町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤ (受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、本町における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

⑥ (漁港BCPの策定)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する必要がある。

⑦ (農道の保全対策の推進)

施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。

5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、県町村会及び九州・山口9県との災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

② (水道施設の耐震化等の推進)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

③ (農業水利施設等の保全対策の推進)

施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。

- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

① （防災拠点等への再エネ設備等の導入支援）

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

② （水道施設の耐震化等の推進）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

③ （農業集落排水施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

④ （浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

⑤ （し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。このため、し尿処理施設の耐震対策等を促進する必要がある。

⑥ （港湾施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からのエネルギー供給ができなければ、被災地での生活・経済活動等に多大な影響が想定される。このため、海上からのエネルギー供給ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

⑦ （下水道BCPの策定）

大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

6-2 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

① (災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

① (防災インフラの整備)

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。

② (港湾施設の耐震・耐波性能の強化)

大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

③ (港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。また、策定された港湾BCPにもとづき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① (救助活動能力(体制, 装備資機材)の充実向上)

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため, 消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに, 通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また, 消防団, 自主防災組織の充実強化, D M A T の養成等, ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

② (都市公園事業の推進・指導)

大規模地震等が発生した場合, 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため, 都市公園事業の推進・指導により, 災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

③ (交通情報収集・提供・活用のためのシステム整備・運用)

信号機電源付加装置等交通安全施設の整備を進める必要がある。また, 交通情報の集約や官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施, 一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により, 安全かつ円滑な道路の交通を確保する必要がある。

④ (消防団や自主防災組織等の充実強化)

公助の手が回らないことも想定し, 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに, 地区防災計画制度の普及・啓発等により, 住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

⑤ (大規模地震時の電気火災対策の推進)

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため, キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① (危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設においては, 大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため, ハード面での対策に加え, 緊急時における応急措置等の最優先順位を防災規定等に定めるなど地震, 津波対策の強化を進める必要がある。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は, 大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため, 特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携, 防災体制の強化を図るとともに, 防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

③ (港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際, 港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により, 海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで, 物流機能等の大幅な低下, 海上・

臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。また、策定された港湾BCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① (交通施設、沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾、空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-4 ため池、防災インフラや堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

① (農業用ため池の防災対策)

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

② (ため池ハザードマップの住民周知等)

大規模地震等が発生した場合、ため池が決壊し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがあるため、ため池ハザードマップを作成し、住民周知等を促進する必要がある。

③ (防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

② (有害物質の流出対策等)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国・県と連携して対応する必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による町土の荒廃

① (適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

② (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

③ (治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

⑤ (鳥獣害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本町におけるストックヤードの確保を促進する必要がある。

② (災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、協定等を締結して協力体制の実効性向上を図る必要がある。

③ (災害廃棄物処理計画の策定)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理(実行)計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① (建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① (浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

② (海岸・河川堤防等の整備)

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。また、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① (災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。町においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、近隣町と連携しながら対応する必要がある。

② (文化財の保護管理)

文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

① (応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

② (災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

③ (災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

④ (災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① (商工会と町が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定)

商工会と町が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する必要がある。

② (道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

③ (港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

第5章 推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章2の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めました。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

① （住宅・建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

② （医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

③ （交通施設、沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾、空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

④ （無電柱化等の推進）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

⑤ （公共施設等の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

⑥ （多数の者が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

⑦ （防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ① (消防団や自主防災組織等の充実強化)
公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- ② (火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進)
火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法令違反に対する是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- ① (避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)
広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。
- ② (海岸堤防等の老朽化対策の推進)
大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する。
- ③ (海岸施設の機能の検証)
大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討を進める。
- ④ (海岸防災林の整備)
大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、事業により着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。
- ⑤ (津波避難計画等の住民周知等)
大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等の促進を図る。

⑥ (侵食海岸における現状のてい線防護の整備)

本町が管理する海岸で、高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤の海岸保全施設の新設又は改良を推進する。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

① (河川改修等の治水対策)

過去に浸水被害が発生した河川において、現在、整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る。

② (防災情報の高度化、地域水防力の強化)

防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

③ (内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道部局の人材育成を推進する。

④ (水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置)

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・町からなる協議会を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

⑤ (河川管理施設の老朽化対策の推進)

異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ「河川管理施設長寿命化計画」を策定し、これに基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川施設等を適切に整備・維持管理・更新する取組を推進する。

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

① (治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

② (土砂災害対策の推進)

町内の土砂災害危険箇所における整備率は非常に低い状況である。このため、町民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全の向上を図る。

③ (がけ地等に近接する危険住宅の移転促進)

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

④ (警戒避難体制の整備等, 土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし, 当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため, 県が指定した土砂災害警戒区域等を基に, 土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また, 異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため, 防災行政無線や, 町ホームページ等により周知を図る。

⑤ (地域防災力の向上と人材育成)

豪雨, 地震等により, 同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり, 自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも, 防災リーダー等の人材育成を推進する。

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① （水道施設の耐震化等の推進）

災害時等において水道施設が被災した場合，住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから，水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を促進する。

② （物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際，避難，支援，輸送のための陸上ルートが寸断され，被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため，道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに，既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策及び老朽化対策を確実に実施し，緊急輸送機能の軸となる交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保を図る。

③ （港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう，拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに，港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

④ （県管理空港の施設機能強化及びA2-BCP策定等）

大規模自然災害が発生した場合，空港機能が失われることにより，空路からの物資輸送ができず，被災地における物流機能等の大幅な低下，被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ，救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため，広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定，求められる空港機能，輸送能力等の検討等を行い，空港機能等の確保のために，必要な耐震対策及び長寿命化対策等の施設の機能強化を図るための整備や早期復旧を図るための空港A2-BCP策定を進める。

⑤ （備蓄物資の供給体制等の強化）

県・町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため，関係機関との連携や調整などを強化する。

⑥ （医療用資機材・医薬品の供給体制の整備）

大規模災害発生時には，医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため，関係団体と協定を締結し，災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要があり，その体制を支援し，円滑な供給体制の整備に努める。

⑦ (医療用資機材・医薬品の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、病院独自の備蓄を促進する。

⑧ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、県町村会及び九州・山口9県との災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

⑨ (受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、本町における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① (孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

② (港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、被災地における多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

③ (行政機関の機能低下の防止)

職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

④ (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

② (県管理空港の施設機能強化及びA2-BCP策定等)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策及び長寿命化対策等の施設の機能強化を図るための整備や早期復旧を図るための空港A2-BCP策定を進める。

③ (港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの人員・資機材等の輸送ができなければ、被災地での救助・救急活動等の遅れが想定される。このため、海上からの人員・資機材等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

④ (消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく。

⑤ (災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

⑥ (DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を開始できるDMATを整備するため、日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

⑦ (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生，混乱

① （一時滞在施設の確保，水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設や空き家対策等を活用して確保を図るとともに，飲料水や食料等の備蓄を促進する。

2-5 被災による医療施設及び関係者の絶対的不足，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① （港湾施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際，海上からの人員・資機材等輸送ができなければ，被災地での医療機能の麻痺が想定される。このため，海上からの人員・資機材等輸送ルートを実際に確保できるよう，拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに，港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

② （広域医療搬送拠点の整備）

大規模災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する。

③ （災害拠点病院の施設等の整備）

災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を指定し，災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

④ （災害時の医療機関の対応マニュアルの作成）

災害時の医療体制を確保するため，医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

⑤ （DMATの整備）

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を開始できるDMATを整備するため，日本DMATが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

⑥ （広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため，必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用を進める。

⑦ （災害医療コーディネート体制の整備）

医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について検討を行う。

⑧ （災害応急医療マニュアルの策定）

大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について作成する。

- ⑨ (ドクターヘリの運航体制の充実)
 緊急医療体制を充実・強化するため、ドクターヘリのランデブーポイントの周知並びに整備を進める必要があり、災害時での緊急対応ができるよう、ドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する。
- ⑩ (医療救護活動の体制整備)
 大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、関係機関と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備に努める。
- ⑪ (DPA Tの整備)
 災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPA Tを養成するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加をさせる必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ① (感染症の発生・まん延防止)
 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所及び和泊町社会福祉協議会との連携に努める。
- ② (避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)
 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。
- ③ (下水道BCPの策定)
 大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCP網羅版を策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理体制による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ① (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)
 災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。
- ② (公共施設の耐震化の促進)
 発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼす

ことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

③ （電力供給遮断時の電力確保）

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

④ （小中学校の避難所の老朽化対策）

避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合している。なお、非常用電源などの防災機能の充実を図る。

⑤ （D P A Tの整備）

災害発生後に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる災害派遣精神医療チーム（D P A T）を要請するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加を促進する。

⑥ （医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

⑦ （避難所運営マニュアルの策定）

地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」の策定を促進する。

⑧ （D C A Tの整備）

災害時に高齢者や障害者など災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（D C A T）の養成を促進する。

⑨ （応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、県町村会及び九州・山口9県との災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る。

⑩ （災害保健活動及びD H E A T受援体制の整備）

発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の受援体制を構築する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① (公共施設等の耐震化の促進)

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。

② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのこの、避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

③ (自治体BCPの策定等)

業務継続計画(BCP)の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。

④ (LAN及びLGWANの見直し)

災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関、情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境を整備する。

⑤ (受援計画の策定等)

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、県内自治体における人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定することにより、人的支援の受援体制を強化する。

⑥ (災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期機能停止
<p>① (情報通信機能の耐災害性の強化)</p> <p>震度6弱以上の地震が想定される地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。</p> <p>② (LAN 及び LGWAN の見直し)</p> <p>災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関の情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める。</p>
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>① (災害に強い放送ネットワーク、情報通信基盤の整備)</p> <p>災害に強い放送ネットワークを整備するため、AMラジオ放送のFM補完中継局を整備し、インターネット等の多様な情報獲得手段も確保に努める。</p> <p>② (住民への災害情報提供)</p> <p>住民への災害情報提供にあたり、町と自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する。</p> <p>③ (情報伝達手段の多様化)</p> <p>SSTV (サンサンテレビ)、Jアラートの自動起動装置の活用や、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化を図る。また、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する。</p>
4-3 災害時に活用する情報サービスの機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>① (情報伝達手段の多様化)</p> <p>SSTV (サンサンテレビ)、Jアラートの自動起動装置の活用や、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化を図る。また、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保する。</p> <p>② (LAN 及び LGWAN の見直し)</p> <p>災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関の情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境の整備を進める。</p> <p>③ (道路情報提供装置の整備)</p> <p>災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する</p>

おそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設及び機能の高度化を図る。

④（県管理空港のA2-BCP策定等）

広域にわたる大規模津波等が発生した場合、情報伝達手段及び避難経路の被災により避難行動が阻害されることによって、多数の滞留者が発生するおそれがある。このため、空港の避難対策を検討する上では、空港毎に津波シミュレーション等により、津波による浸水域及び浸水深等を把握し、津波浸水予想図を作成の後、避難経路を想定しておく必要がある。また、既存の連絡体制を有効に活用しつつ、津波情報の入手や避難の指示の判断、避難誘導、空港内の避難場所の提供及び滞留者の二次避難場所の確保など、空港におけるA2-BCPを策定し、定期的に見直す。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下，活動等の停滞

① （食料等の物資供給の確保）

大規模自然災害が発生し，道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され，企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため，道路の防災，震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

② （港湾施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，サプライチェーンが寸断され，企業生産力低下による企業活動の停滞が想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう，拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに，港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

③ （企業におけるBCP策定等の支援）

町内の中小企業に対して，事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに，BCPの策定支援を行う。また，有事の際にBCPが機能するよう，取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行う。

④ （企業の防災対策関連施設等の整備の支援）

町内企業のBCP対策を促進し，雇用機会の確保を図るため，進出企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する。

⑤ （港湾BCPの策定）

大規模自然災害が発生した際，港湾施設の同時多発被災や，船舶被災等により，海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで，物流機能等の大幅な低下，海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため，港湾BCPを策定し，これらへの対応を強化するとともに，策定された港湾BCPにもとづき，関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等

① （危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては，大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため，ハード面での対策に加え，緊急時における応急措置等の最優先順位を防災規定等に定めるなど地震，津波対策の強化を進める。

② （危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は，大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため，特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携，防災体制の強化を図るとともに，防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① (港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、物流機能の大幅な低下が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

② (県管理空港の施設機能強化及びA2-BCP策定等)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策及び長寿命化対策等の施設の機能強化を図るための整備や早期復旧を図るための空港A2-BCP策定を進める。

③ (道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

④ (港湾BCP策定の推進)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された港湾BCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① (物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する。施設の機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する。

② (食糧等の物資供給確保)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、

食糧の安定供給の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

③ (港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、食料等の安定供給の停滞が想定される。このため、海上からの物資輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

県・町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤ (受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、本町における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する。

⑥ (漁港BCPの策定)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する。

⑦ (農道の保全対策の推進)

施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策を推進する。

5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、県町村会及び九州・山口9県との災害時相互応援協定に基づき、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る。

② (水道施設の耐震化等の推進)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

③ (農業水利施設等の保全対策の推進)

施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策に着手する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

① （防災拠点等への再エネ設備等の導入支援）

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

② （水道施設の耐震化等の推進）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

③ （農業集落排水施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

④ （浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

⑤ （し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。このため、し尿処理施設の耐震対策等を促進する。

⑥ （港湾施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からのエネルギー供給ができなければ、被災地での生活・経済活動等に多大な影響が想定される。このため、海上からのエネルギー供給ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

⑦ （下水道の策定）

大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCP網羅版を策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

6-2 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

① (災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

① (防災インフラの整備)

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防のかさ上げ、海岸防災林等の整備を推進する。

② (港湾施設の耐震・耐波性能の強化)

大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

③ (港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された港湾BCPにもとづき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① (救助活動能力(体制, 装備資機材)の充実向上)

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため, 消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに, 通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また, 消防団, 自主防災組織の充実強化, D M A T の養成等, ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

② (都市公園事業の推進・指導)

大規模地震等が発生した場合, 市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため, 都市公園事業の推進・指導により, 災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する。

③ (交通情報収集・提供・活用のためのシステム整備・運用)

信号機電源付加装置等交通安全施設の整備を進める。また, 交通情報の集約や官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施, 一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により, 安全かつ円滑な道路の交通を確保する。

④ (消防団や自主防災組織等の充実強化)

公助の手が回らないことも想定し, 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに, 地区防災計画制度の普及・啓発等により, 住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

⑤ (大規模地震時の電気火災対策の推進)

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため, キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① (危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設においては, 大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため, ハード面での対策に加え, 緊急時における応急措置等の最優先順位を防災規定等に定めるなど地震, 津波対策の強化を進める。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は, 大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため, 特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携, 防災体制の強化を図るとともに, 防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

③ (港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際, 港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により, 海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで, 物流機能等の大幅な低下, 海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。こ

のため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された港湾BCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① (交通施設、沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾、空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する。

7-4 ため池、防災インフラや堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

① (農業用ため池の防災対策)

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する。

② (ため池ハザードマップの住民周知等)

大規模地震等が発生した場合、ため池が決壊し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがあるため、ため池ハザードマップを作成し、住民周知等を促進する。

③ (防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

② (有害物質の流出対策等)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国・県と連携して対応する。

7-6 農地・森林等の被害による町土の荒廃

① (適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

② (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

③ (治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する。

⑤ (鳥獣害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本町におけるストックヤードの確保を促進する。

② (災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定等を締結して協力体制の実効性向上を図る。

③ (災害廃棄物処理計画の策定)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理(実行)計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① (建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① (浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

② (海岸・河川堤防等の整備)

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① (災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する。町においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、近隣町と連携しながら対応する。

② (文化財の保護管理)

文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

① (応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

② (災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

③ (災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

④ (災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① (商工会と町が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定)

商工会と町が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する。

② (道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る。

③ (港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備及び港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

2 業績指標

推進方針で示した本町の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための重要業績指標を、次のとおり設定しました。

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		業績指標
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	【土木課】 住宅の耐震化率：49.4%(H25)→概ね解消(R6) 【総務課】 公共施設等の耐震化率：95%(R2)→100%(R6) 防災訓練の実施回数：14字1回(R1)→全字1回(R3) 防災教育の実施回数：1校(R2)→全校(小学校4校)
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	【総務課】 自主防災組織率：100%(R2) 消防団条例定数充足率：88.3%(R2)→95%(R6) 地区防災計画の策定率：0%(R2)→20%(R6)
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	【総務課】 避難所の耐震化率：耐震診断結果により100%(R2) 【土木課】 海岸施設の機能の検証：未検証(R2)→検証(R6)
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	【土木課・総務課】 水防意識社会再構築協議会の設置：設置済(H30)
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	【土木課】 土砂災害危険箇所の整備検討：0回(R2)→1回(R4) 【総務課】 防災リーダー人材育成研修：0回(R2)→1回(R6)
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	【土木課】 沖永良部空港のA2-BCP計画：策定済(R2) 伊延港の港内静穏度：76%(R2)完了港湾 町道舗装整備率：58.6%(R1)→60%(R6) 【総務課】
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	受援計画の策定：未策定(R2)→策定(R3) 【生活環境課】 水道施設の耐震化率：56.0%(R2)→概ね解消(R6)

2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	【沖永良部与論地区広域事務組合】 消防署の耐震化率：100%(R2)
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	【保健福祉課】 医療機関の災害時対応マニュアルの作成率：0%(R2)→33%(R6) 災害緊急医療マニュアルの策定：未策定(R2)→策定(R6)
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	【総務課】 公共施設等の耐震化率：95%(R2)→100%(R6) 業務継続計画の策定：策定済(R2) 受援計画の策定：未策定(R2)→策定(R3)
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援助が遅れる事態	【土木課】 沖永良部空港のA2-BCP計画：策定済(R2)
5-4	食料等の安定供給の停滞	【総務課】 受援計画の策定：未策定(R2)→策定(R3) 【土木課】 町道舗装整備率：58.6%(R1)→60%(R6)
6-1	ライフライン（電気，ガス，上下水道等）の長期間にわたる機能停止	【生活環境課】 公共下水道施設機能診断：50%(R2)→70%(R6) 農業集落排水機能診断：50%(R2)→70%(R6)
7-4	ため池，防災インフラや堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	【耕地課】 ため池ハザードマップ作成率：33.3%(R2)→77.7%(R5)
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	【町民支援課】 災害廃棄物のストックヤード：499.8㎡(R2)→1,000㎡(R6)

第6章 本計画の推進方法

1 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

用語解説

さ行

- ・冗長性

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

- ・静脈血栓塞栓症

通常エコノミークラス症候群とも言われ、下肢に血栓ができて遊離し肺動脈を閉塞し、状況によっては致死的な状況にもなりえる。

- ・脆弱

脆くて弱い性質又は性格のこと。

- ・ストックヤード

災害廃棄物を一時的に保管する場所。

- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステム。

た行

- ・道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

な行

- ・内水

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、排水路や河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のこと。

は行

- ・ハザードマップ

地域の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予想図であり、土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

英字

・ A 2 – B C P 【(Advanced/Airport)- B C P】

空港業務継続計画

空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもの。

・ B C M 【Business Continuity Plan】

事業継続マネジメント

企業などの経営管理の一分野で、企業や事業の存続を脅かす事態の発生に備え、事業の継続計画の策定、計画を的確に実施できるよう定期的な計画の改定や教育・訓練などを行うこと。

・ B C P 【Business Continuity Plan】

業務継続計画

テロや災害、システム障害など危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びられるようにしておくための計画。

・ D C A T 【Disaster Care Assistance Team】

災害派遣福祉チーム

大規模災害や大規模事故時に、被災地や事故現場へ派遣される福祉専門要員のチーム。

・ D H E A T 【Disaster Health Emergency Assistance Team】

災害時健康危機管理支援チーム

大規模な災害などが発生した場合、迅速に被災地に入り、被災者の飲料水や食料、生活環境の衛生状態、感染症の発生などといった現状を速やかに把握し、被災地で必要とされる人的、物的な支援や供給体制を確保する公衆衛生チーム。

・ D M A T 【Disaster Medical Assistance Team】

災害派遣医療チーム

大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね 48 時間以内に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

・ D P A T 【Disaster Psychiatric Assistance Team】

災害派遣精神医療チーム

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。

- ・ E M I S 【Emergency Medical Information System】

広域災害救急医療情報システム

災害時の医療情報をインターネット上で共有し、被災地での医療情報を集約して提供するシステム。

- ・ P P P / P F I 【Public Private Partnership /Private Finance Initiative】

民間資金等活用事業

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

- ・ T E C - F O R C E 【Technical Emergency Control FORCE】

緊急災害対策派遣隊

国土交通省の職員が被災現場に出向き、被災状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急復旧等について支援する。

- ・ W A N (L G W A N) 【Wide Area Network】

ワイドエリアネットワーク

遠隔地間で構築されるネットワークのこと。